

平成25年度第1回愛媛県動物愛護推進懇談会の結果

1 会議の名称

平成25年度第1回愛媛県動物愛護推進懇談会

2 開催日時

平成25年11月12日（火曜日）午後2時00分から午後3時45分まで

3 開催場所

県庁第二別館5階第3会議室

4 出席者

委員

公益社団法人愛媛県獣医師会	会長	寺町 光博	委員	※会長
認定NPO法人えひめイヌ・ネコの会	理事長	高岸ちはり	委員	
公益社団法人日本愛玩動物協会愛媛県支部	支部長	堀内真由美	委員	
NPO法人日本ケアドッグ協会	事務局長	石城まゆみ	委員	
愛媛大学農学部畜産学研究室 公募委員	准教授	橋 哲也	委員	※副会長
株式会社愛媛銀行ふるさと振興部	獣医師	熊本 史	委員	
愛媛県公民館連合会	顧問	渡邊 清一		※代理出席
松山市保健所生活衛生課	主幹	岸尾 壽	委員	
今治市環境衛生部生活環境課	課長	栗原 伸二	委員	
砥部町生活環境課環境衛生係	主任	田窪 真二	委員	
事務局		政岡 英俊	委員	
県保健福祉部健康衛生局	局長	三木 優子		
県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課	技幹	白石 光伸		
県動物愛護センター	所長	北川 之大		

他関係者4名

欠席委員

公益財団法人愛媛県動物園協会	理事	三橋 英二	委員
渡部ドッグトレーニング	所長	渡部美由紀	委員
県教育委員会事務局指導部義務教育課	担当係長	川崎ひとみ	委員

5 審議事項（議題）

- (1) 愛媛県動物愛護管理推進計画の策定（改正）について（飼い主のいない猫対策を含む）
- (2) 災害時の動物救護対策について
- (3) 譲渡事業の見直しについて

6 審議の内容（全部公開）

議題(1) 愛媛県動物愛護管理推進計画の策定（改正）について（飼い主のいない猫対策を含む）  
【事務局説明】

改正動物愛護管理法が本年9月1日から施行されたが、それに先立ち、国では、8月30日に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」を改正、公布した。基本指針の主な改正ポイントは、動物愛護管理推進計画の期間を平成26年度から平成35年度までの10年間とすること、終生飼養の積極的啓発、地域猫対策の推進などによる引取り数の削減を図ること等である。

都道府県は、基本指針に即し、かつ、地域の実情に応じて動物愛護管理推進計画を策定することとされていることから、本県においても、平成20年に策定した愛媛県動物愛護管理推進計画を本年度中に改正する必要がある、本懇談会において改正すべき施策の在り方について御意見を頂きたい。

なお、今回議論した内容を基に愛媛県動物愛護管理推進計画の改正案を作成し、本懇談会委員、市町及び保健所等に意見照会後、パブリックコメントを実施する。その後、第2回の懇談会を開催し、最終案を提示する予定としている。

### 【発言要旨】

熊本委員：見直す必要性等のある施策について、「強力に推進」と「見直し」との記載があるが、違いはあるのか。「見直し」とされた施策やその他の施策についても、推進はしていくとの認識でよいのか。

事務局：「強力に推進」とは、方向性は現状維持とするが、取組みが遅れているため今以上に力を入れて推進していく施策、「見直し」とは、方向性を見直した上で、推進していく施策であり、全ての施策について推進していくものである。

高岸委員：「施策17 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり」について、譲渡方法の見直しについて説明してほしい。

事務局：議題(3)の内容であるが、推進計画にも関連するので、説明する。現在、動物愛護センターで実施している犬猫の譲渡は、自らが飼育する意思のある者に対してのみ譲渡しているが、新たな飼い主を探すことを目的とする者に対する譲渡、いわゆる仲介者譲渡を要領改正により実施したいと考えている。

具体的には、希望者は仲介者譲渡講習会を受講後、動物愛護センターの登録審査を経て登録を行い、希望する犬猫を貰い受けるという流れを予定している。譲渡後も、定期的な報告を求めることとし、県としては譲渡して終わりではなく、一緒に譲渡を進めていきたいと考えている。もちろん、新たな飼い主に譲渡した際にも報告書は求める。

渡邊委員代理：新たな飼い主に対しては、仲介者が講習会を行うのか。

事務局：動物愛護センターが実施する仲介者譲渡講習会は、仲介者に対して行うものであり、現在動物愛護センターが行っている譲渡前講習会よりは専門的な内容としたい。また、新たな飼い主に対しては、仲介者からその内容を説明してもらおう予定である。

渡邊委員代理：仲介者が仲介者譲渡講習会の内容を新たな飼い主に対して説明できるのか、内容は1時間程度でよいのか疑問がある。仲介者から新たな飼い主に対して5分程度の説明となってしまうといけない。

事務局：仲介者は動物愛護に関する知識をある程度持っていると考えられるが、講習会の時間について、今後検討する必要がある。

高岸委員：仲介者の見極めが非常に大切になってくると思うので、厳正な審査が行われるようにしていただきたい。

事務局：それは非常に大切なことであり、意思をしっかりと確認する他、可能であれば、飼育予定場所の確認を行うことも検討したい。譲渡さえできればよいとは考えていない。

堀内委員：現状の譲渡において、避妊去勢手術や犬の登録を行うよう同意書の提出を求めていると思うが、実施率は100%ではない。仲介者譲渡を実施すれば、それらの実施率は

より低下するのではないか。

事務局 : 仲介者譲渡を実施することにより、譲渡の質やハードルを下げるわけではない。避妊去勢手術や犬の登録を実施しない新たな飼い主対策として、譲渡後の追跡調査等がしっかりできるような仕組み作りについても検討している。

高岸委員 : 「施策13 終生飼育の徹底」に関して、動物取扱業者による販売時の適切な説明を徹底してほしい。ある施設が、オープン4日目にもかかわらず店内は糞尿の臭いがした上、病気の動物が多くいた。このことを動物愛護センターに報告したが、確認に行ったのか。今後も、新規オープンする動物取扱業者については確認を続けてほしい。

事務局 : 現在、第一種動物取扱業の登録は県内に500以上ある。全て動物の取扱いを始める前に現地確認しており、取扱開始後も、苦情のある施設を中心に立入検査を行っている。もちろん、高岸委員から通報のあった施設についても、立入検査を行った。

高岸委員 : 「施策4 ねこの適正飼養の徹底」「施策10 動物愛護推進員の活動の活性化」に関して、具体的にどのようなことをいつやるのかということに記載できないのか。

事務局 : 推進計画は、木でいう幹の部分である。この幹の部分、つまりは方向性を決めていくものであることから、具体的な記載を行う性質のものではない。推進計画を決定した後、動物愛護センター等が具体的に動いていくことになる。

具体的に実行した内容については、毎年取りまとめており、今後も取りまとめた上、本懇談会に提示していく予定である。具体的に実行を希望する事項については、その時に提案等頂きたい。

渡邊委員代理 : 県獣医師会が、野良猫（地域猫）対策支援事業として無料で猫の避妊手術を始めた。県内市町においては、避妊去勢手術に対する助成制度がある市町とない市町がある。全市町が助成制度を導入してほしい。

寺町会長 : 県が市町に対して助成制度を導入するよう指示はできない。提案等はできるだろうが、最終的には市町の判断になるだろう。

事務局 : 県獣医師会が取り組む野良猫（地域猫）対策支援事業の取組結果を市町に示すことにより、市町が助成制度導入を決断する判断材料となる可能性がある。

寺町会長 : さきほどからお話のある野良猫（地域猫）対策支援事業について、県獣医師会長の立場から説明させていただく。

今年度、県獣医師会において飼い主のいない猫の不妊手術を行うため、100頭分の予算を確保した。募集開始1か月で275頭、87団体等から申込みがあった。この事業の申込みには、市町も関与しているのだが、少しずつ市町の考えも変わってきた感触がある。愛媛銀行にもこの件では御協力いただき、動物病院に設置する募金箱を作成していただいた。本事業については、来年度以降も続けていきたいと考えている。継続していけば、野良猫の数は減っていくと考えている。

高岸委員 : 「資料5 犬猫引取数削減目標値の設定について」に関して、数値目標は来年度も変更することは可能か。

事務局 : 本推進計画は平成35年度までの10年計画であり、毎年内容を変更するものではない。基本的に、5年後に中間見直しを行うこととされているため、5年後に改めて数値目標等を見直す可能性はある。

熊本委員 : 犬猫引取数削減目標値の設定について、数値の根拠は何か。また、飼い主からの引取り拒否が始まったが、拒否された後捨てられる犬猫が増えないのか。

事務局 : 犬猫引取数削減目標値については、国の基本指針にある平成16年度比75%減を基本に本県の現状を考慮し、平成35年度に実現可能であると考えられる目標値を設定している。

平成20年10月より飼い主からの引取りについては有料化が始まったが、平成21年度に捨てられた犬猫、つまり飼い主不明で拾われた犬猫は増えておらず、むしろ減

っていることから、引取りを拒否することにより犬猫が多く捨てられることはないと考えている。

高岸委員：データを見る限り、拾得者からの引取りを減らす必要があると思うが、「平成35年度における拾得者からの引取り頭数を平成16年度比25%減とする」との目標は低いのではないか。

事務局：平成16年度比25%減となっているが、平成24年度と比較すると50%減となる目標値であり、現実的な数値設定を掲げるとこの数値となる。この目標値の達成は決して楽なものではなく、様々な対策が必要になってくると考えている。

田窪委員：今後のスケジュールによると、12月にパブリックコメントを行う予定となっているが、パブリックコメント実施前に改正推進計画（案）を確認できるのか。

事務局：パブリックコメントは12月下旬開始予定であるが、パブリックコメント開始前に本懇談会の委員、各市町、保健所等に提示する予定である。

熊本委員：「施策20 災害発生時の動物の保護及び逸走防止」に関して、動物とはペットなのか。産業動物対策についても、考えていただきたい。

事務局：推進計画の施策20に関しては、対象はペットである。災害発生時の産業動物対策については、畜産課の対応となるが、必要に応じて、追加を検討したい。

寺町会長：それでは、犬猫引取数削減目標値の設定などの推進計画の改正については、事務局（案）により進めてもよいか。

委員一同：異議なし。

## 議題(2) 災害時の動物救護対策について

### 【事務局説明】

東日本大震災のような大規模災害発生時には、被災地に残されたペットの保護・収容や応急処置等を行う必要があることから、発生時に県と公益社団法人愛媛県獣医師会等関係機関が速やかに動物救護活動を行えるよう、愛媛県動物救護本部設置要綱（案）及びガイドライン（案）を作成し、前回の懇談会で議論した。

本年8月、環境省から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が公表された他、改正基本指針においても、所有者責任を基本とした同行避難及び避難時の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域や災害の種類に応じた対策のための体制整備が示されたことから、ガイドライン（案）に同行避難及び災害発生時における動物愛護推進員の協力について追加記載した。

ガイドライン完成後は、市町等に提示し、地域の実情に応じた体制やマニュアル作りに役立てていただきたいと考えている。

### 【発言要旨】

渡邊委員代理：同行避難について考えたが、例えば家族を失って悲しい気持ちを抱えている方の横に犬を連れて避難してきた人がいたとしたら、家族を失った方たちにその状況を納得していただけるだろうか。避難所の中では、人と動物は別々の場所にするのを考えなければならないのではないか。

田窪委員：個人的には、避難所内で動物と一緒にいたいとは思わない。ただし、きちんとした区画があるのであれば、やむを得ないと思う。

高岸委員：避難する時には動物を連れて逃げるべきであるが、避難所では人と動物が区画等がない状況で一緒に生活することはないと思う。東日本大震災の時にも、避難場所を分けるなど動物が苦手な方にも配慮したようだ。

事務局：東日本大震災を経験した現状では、「避難する時にはペットと一緒に逃げる」ことは必要不可欠なことであり、同行避難は必要であると考えている。ガイドライン

(案)の中に記載したのは、市町や飼い主の方に同行避難について考えていただくきっかけとなることも一つの目的として記載している。

田窪委員：飼い主には、首輪に名前を書いてほしい。それだけでも、飼い主の元に返すことができる動物が増える。ちなみに、マイクロチップを挿入する費用はどの程度かかるのか。

寺町会長：動物病院にもよるが、5,000円前後であると思う。迷子札等と比較すると費用はかかるが、マイクロチップは、絶対的な個体識別システムである。

事務局：動物愛護センターにおいては、収容された犬猫についてすべてマイクロチップの確認を行っている。首輪に連絡先等を直接記載していても、消えてしまうことが多い。内閣府の調査によると、平成15年度において飼い犬にマイクロチップを入れている方の割合は2.4%であったが、平成22年度の同調査では12.1%まで上昇しており、認識は上がっている。同調査において、名札による所有者明示を実施している方の割合は27.5%であり、動物愛護センターで実施している迷子札作りの教室等で所有者明示の普及啓発を強めていきたいと考えている。

岸尾委員：人権教育や道徳教育が大切であると叫ばれる近年、地域のコミュニティー力が失われてきており、町の教育力というものが低下している。動物愛護の問題や高齢者の問題にあるように、弱い立場の者への配慮、気配り、思いやりが大切であるが、弱い立場の者にとって過ごしやすい地域というものは、このコミュニティー力が高い地域であり、今後このコミュニティー力を鍛えていく必要があるが、公民館が大切な役割を果たしていくと考えている。

37ページ以降の推進計画について過去5年間を評価した資料では、内容、取組内容及びその評価、問題点、今後の対策がきちんとまとめられているが、今後も同様にきちんと評価した上で対策を立てて実行していただきたい。

江戸時代、徳川綱吉が出した「生類憐みの令」は、悪法といわれたが、動物愛護という点では、うまく運用すれば、今の世の中に生かせる部分もあると思う。

橘副会長：災害時対応について、危険な動物についてはどのような対応がとられるのか。

事務局：危険な動物、いわゆる特定動物については、災害発生時、飼養者責任による逸走防止が一番大切であり、平常時から頑丈な施設で飼育しているほか、動物愛護センターの立入検査においては、災害発生時の対応計画について作成するよう指導を続けており、今後その内容について確認していく。

寺町会長：それでは、愛媛県動物救護本部設置要綱及びガイドラインの作成については、事務局(案)により進めてもよいか。

委員一同：異議なし。

### 議題(3) 譲渡事業の見直しについて

#### 【事務局説明】

議題(1)において、事務局から説明済。

#### 【発言要旨】

寺町会長：議題(1)の際に、議論済である。確認を行うが、仲介者譲渡については、事務局(案)により進めてもよいか。

委員一同：異議なし。